

関西医科大学学位規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 13 条の規定に基づき、本学が授与する学位に関し必要な事項を定める。

(学 位)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士及び博士とする。

(学位授与の要件)

第 3 条 学士の学位は、本学を卒業した者に学長が授与する。

2 博士の学位は、本学の大学院に 4 年以上在学して所定の単位を修得し（以下「単位修得者」という。）、学則第 5 条に定める在学年限内に学位論文の審査及び試験に合格した者に学長が授与する。

3 前項に定める在学年限は、優れた研究業績をあげた者については、3 年以上とすることができる。

4 博士の学位は、前 2 項に定めるもののほか、本学大学院において学位論文の審査及び試験に合格し、かつ単位修得者と同等以上の学力があると認められた者にも授与する。

(論文の提出方法等)

第 4 条 前条第 2 項及び第 3 項の規定により、博士の学位を得ようとする者は、次の書類に所定の学位論文審査料を添え、研究科主研究分野担当教授を経て学長に提出しなければならない。ただし、研究科主研究分野担当教授なき場合は、大学院学則第 7 条第 7 項に定める教授、或いは准教授を経て学長に提出するものとする。

- (1) 学位申請書 1 通
- (2) 論 文 6 部
- (3) 単位修得証明書（又は単位修得見込証明書） 1 通
- (4) 戸 籍 抄 本 1 通
- (5) 参 考 論 文 各 6 部
- (6) 履 歴 書 6 通
- (7) 論 文 目 録 6 部
- (8) 論 文 要 旨 6 部
- (9) 写 真 6 枚
- (10) 履歴書・論文目録・論文要旨の word データ
- (11) 主論文の PDF データ

2 前条第 4 項の規定により、博士の学位を得ようとする者は、次の書類に所定の学位論文審査料を添え、指導教授又は紹介教授の認印を受けた上で学長に提出しなければならない。ただし、指導教授又は紹介教授なき場合は、大学院学則第 7 条第 7 項に定める教授、或いは准教授を経て学長に提出するものとする。

- (1) 学位申請書 1 通

- (2) 論文 6部
- (3) 戸籍抄本 1通
- (4) 参考論文 各6部
- (5) 履歴書 6通
- (6) 論文目録 6部
- (7) 論文要旨 6部
- (8) 最終学校の卒業証明書（本学出身者は不要） 1通
- (9) 写真 6枚
- (10) 履歴書・論文目録・論文要旨の word データ
- (11) 主論文の PDF データ

（学位論文の受理）

第 5 条 学長は、前条第 1 項及び第 2 項の規定により学位論文を受理した者には、大学院医学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）に審査を付託するものとする。

2 受理した論文及び論文審査料は、返還しない。

（学位論文の審査及び試験）

第 6 条 学位論文の審査及び試験は、研究科委員会において審査委員会を設けて行うものとする。

2 審査委員会は、研究科委員会において選出された 3 名の審査委員（内 1 名は主査）をもって組織する。

3 指導教授、紹介教授、主論文の共著者は審査委員にならない。

4 試験は、論文に関連ある科目について行うものとする。

第 7 条 審査委員会は、第 3 条第 4 項により学位論文審査を願い出た者に対しては、論文の審査及び試験と併せて試問を行うものとする。

2 試問は、学位論文審査を願い出た者が単位修得者と同等以上の学力があることを確認するために、口頭及び筆答により行うものとする。

（審査の期間）

第 8 条 審査委員会は、学位論文が受理された日から 1 年以内に論文の審査、試験及び試問を終了しなければならない。

（博士の学位授与の判定）

第 9 条 審査委員会は、学位論文の審査、試験及び試問が終了したときは、論文内容の要旨、審査結果の要旨、試験及び試問の成績に博士の学位授与に値するかどうかの意見書を添え、研究科委員会に報告しなければならない。

2 博士の学位授与の判定は、研究科委員の 3 分の 2 以上出席した委員会において、前項の報告に基づき無記名投票により、学長を除く出席者の 3 分の 2 以上の賛成を得ることを要する。

（博士の学位の授与）

第 10 条 学長は、前条の判定に基づいて、課程修了の認定又は授与資格の認定を行い、博士の学位を授与するものとし、博士の学位を授与できないものと決定した者にはその旨通知する。

2 博士の学位を授与したときは、学長は、学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 12 条の規定により文部科学大臣に報告するものとする。

（単位修得者）

第 11 条 単位修得者が、学則第 5 条に定める在学年限内に学位を受けることができない場合は、在学年限をもって退学とする。

2 単位修得者の取り扱いは、別に定める。

（学位の名称）

第 12 条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「関西医科大学」と付記するものとする。

（学位授与の取消）

第 13 条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為をしたときは、学長は、教授会又は研究科委員会の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を返還させ、かつその旨公表するものとする。

2 教授会又は研究科委員会において、前項の議決を行う場合は、第 9 条第 2 項の規定を準用する。ただし、教授会で前項の議決を行う場合第 9 条第 2 項中「研究科委員」とあるのは、「教授会構成員」と読み替えるものとする。

（論文要旨等の公表）

第 14 条 博士の学位を授与したときは、本学は授与した日から 3 カ月以内に論文内容の要旨及び審査結果の要旨を、インターネットの利用により公表する。

（学位論文の公表及び保管）

第 15 条 博士の学位を授与された者は、授与された日から 1 年以内にその論文を公表しなければならない。ただし、博士の学位の授与をうける前にすでに公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科委員会の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、研究科委員会は、当該博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前 2 項による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

（学位記等の様式）

第 16 条 学位記及び第 4 条に定める書類の様式は、別記様式第 1 から第 7 までのとおりとする。

附 則

1 この規程は、平成 25 年 7 月 10 日から施行する。

2 改正後の第 4 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。

- 3 改正後の第 13 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 4 改正後の第 14 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条、第 7 条、及び第 11 条の改正規定の適用に当たっては、施行日前日に在籍する者については、なお従前の規定による。

様式第3 学位記（第3条第4項関係）

論 博 第 号	関西医科大学長 氏 名 印	年 月 日	論文題目	本学にて学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（医学）の学位を授与する	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> の 大 印 学 </div> 本籍（都道府県名） 氏 年 月 日生 名	学 位 記
----------------------	------------------------------------	---------------------	------	--	--	-------------

様式第4 学位申請書（第4条第1項による学位申請書）

<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr><td style="font-size: small;">紹介者</td></tr> </table>	紹介者	年 月 日
紹介者		
関西医科大学長 殿 医学研究科 専攻 （氏 名）印 学 位 申 請 書		
このたび博士の学位をうけたく学位論文6部に下記書類及び学位論文 審査料を添えて申請いたします。		
記		
1	単位修得証明書（または単位修得見込証明書） 1通	
1	戸籍抄本 1通	
1	参考文献 各6部	
1	履歴書 6通	
1	論文目録 6部	
1	論文要旨 6部	
1	写真 6枚	
1	履歴書・論文目録・論文要旨の word データ	
1	主論文の PDF データ	

注 学位論文要旨は、字数 1,500 字程度

様式第5 学位申請書（第4条第2項による学位申請書）

紹介者		年 月 日
関西医科大学長 殿	(住所)	
	(氏 名) 印	
学 位 申 請 書		
このたび博士の学位をうけたく学位論文6部に下記書類及び学位論文 審査料を添えて申請いたします。		
記		
1	戸 籍 抄 本	1 通
1	参 考 論 文	各 6 部
1	履 歴 書	6 通
1	論 文 目 録	6 部
1	論 文 要 旨	6 部
1	卒 業 証 明 書	1 通
1	写 真	6 枚
1	履歴書・論文目録・論文要旨の word データ	
1	主論文の PDF データ	

注 学位論文要旨は、字数 1,500 字程度

様式第6 履歴書（第4条第1項及び第2項）

履 歴 書			
本 籍 地			
現 住 所			
氏 名			
(ふりがな)			
生年月日			
学 歴			
年 月 日			
年 月 日	卒業		
職歴および研究歴			
年 月 日			
年 月 日			
賞 罰			
年 月 日			
以上のとおり相違ありません。			
平成 年 月 日			
			氏 名 印

様式第7 論文目録（第4条第1項及び第2項）

	平成	年	月	日
	学位申請者			印
	論	文	目	録
主論文				
1)	題目			
2)	発表学術雑誌名・巻・頁（〇～〇）西暦年号			
3)	発表者名（共著論文の場合は著書名順に全員記載）			
参考論文（年号の古い順、主論文に準じて記載）				
1				
2				
3				
4				

関西医科大学学位規程に関する内規

(論文博士)

第1条 学位規程第3条第4項により博士の学位の授与を受けようとする者の資格は、外国語1カ国語に関し、博士課程を終えた者と同等以上の学力を有し、第2条に定める研究歴を有するものとする。

第2条 大学院の課程を経ずして論文を提出して博士の学位の授与を受けようとする者の研究歴年数は、次のとおりとする。

	1	2	3	4
区 分	大学若しくは旧制専門学校において医学の課程を修めたもの	大学若しくは旧制専門学校において歯学、又は6年制薬学の課程を修めたもの	医学・歯学以外の大学若しくは旧制専門学校を卒業したもの又は学位授与機構から学士の学位を授与されたもの	その他のもの
基礎学科	5年以上	6年以上	7年以上	9年以上
臨床学科	6年以上	7年以上	8年以上	10年以上

2 前項の表区分3及び4に該当する者においても、本学において研究に従事した者の研究歴の期間については、その者の経歴を考慮し、大学院教務委員会が各人ごとに定めるものとする。ただし、この場合基礎学科においては6年、臨床学科においては7年に満たない期間を定めることはできない。

3 研究歴が基礎、臨床の両方にわたる場合には、次の方法によりその年数を算出する。ただし、実地修練、卒後臨床研修(前期)の期間は、研究歴年数に含めない。

(1) 基礎教室を経て論文を提出する場合

基礎研究年数に臨床研究年数の6分の5を加える。

(2) 臨床教室を経て論文を提出する場合

臨床研究年数に基礎研究年数の6分の5を加える。

4 第2項表区分4は区分1、2、3に該当しないが、特に学位を授与するに相応しい学術上の研究成果を取めた者について、大学院教務委員会で審査し、研究科委員会の議を経て、学長が当否を定めるものとする。

第3条 前条の研究歴とは、次の各号に該当するところにおいて研究に従事した年数とする。

(1) 国・公・私立大学の医・歯学部、医・歯科大学、医・歯学専門学校

(2) 研究科委員会において指定した医学に関係ある国・公立研究所、病院その他の研究施設並びに国及び地方公共団体の衛生行政機関

(3) 前各号に準ずる施設については、各場合について研究科委員会の議を経て、学長が当否を定める

ものとする。

- 2 上記(1)から(3)において研究歴が認められた者が学位申請する場合、本学専攻生として2年以上在籍しなければならない。ただし、助教の期間を専攻生とみなすことができる。

(論文の審査料等)

第4条 学位申請書に添えて提出する審査料、審査手数料及び予備調査料は、次のとおりとする。

課 程 博 士

審査手数料	20,000 円
-------	----------

論 文 博 士

	一 般	本学に在学中 の専攻生	本学に勤務中の 職員 (病院助教・医員・ 任期付助教(専修医) ・医療技術職・ 教務職を含む)
審 査 料	100,000 円	50,000 円	30,000 円
審 査 手 数 料	20,000 円	20,000 円	20,000 円
予 備 調 査 料	20,000～ 100,000 円	0	0
計	140,000～ 220,000 円	70,000 円	50,000 円

- 2 前項第2号の論文博士の学位審査の審査料・審査手数料は、本学で在学又は勤務した経歴を有する場合、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 審査料・審査手数料

- ①過去に通算5年以上の期間、助教以上又は病院助教・医員・任期付助教(専修医)・医療技術職・教務職として勤務していた場合は、専攻生扱とする。(計70,000円)
- ②過去に通算5年未満の期間、助教以上又は病院助教・医員・任期付助教(専修医)・医療技術職・教務職として勤務していた場合は、予備調査料を除き、一般扱とする。(計120,000円)
- ③専攻生で在学期間が4年未満の場合は、予備調査料を除き一般扱とする。(計120,000円)
- ④嘱託医員A・嘱託医員B・研究医員A・非常勤講師・非常勤嘱託・無給研究医員として在籍していた期間は勤務とは見做さない。(一般扱 計140,000円～220,000円とする。)

- 3 第1項第2号における一般の場合は、審査料・審査手数料に加えて、学歴に応じて次の予備調査料を徴収する。

学 歴	研究場所	予備調査料	合 計
外国の大学卒業	外国で研究	100,000 円	220,000 円
医学部以外の学歴	他大学で研究	70,000 円	190,000 円
本学以外の医学部卒業	他大学で研究	50,000 円	170,000 円
本学卒業	他大学で研究	20,000 円	140,000 円

附 則

この内規は、昭和 38 年 6 月 18 日から施行する。

附 則

この内規は、昭和 56 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 19 年 9 月 11 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 21 年 2 月 10 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 23 年 6 月 14 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

学位取得のプロセス（抜粋）

I. 学位の種類と申請資格

1) 学位の種類

本学大学院医学研究科において取得できる学位は「博士（医学）」であり、「課程博士（甲）」と「論文博士（乙）」の2種類がある。

「課程博士（甲）」は本学の大学院に4年以上在学して所定の単位を修得し、学位論文の審査及び試験に合格した者に授与されるものである。

「論文博士（乙）」は本学大学院において学位論文の審査及び試験に合格し、かつ単位修得者と同等以上の学力があると認められた者に授与されるものである。

2) 申請資格

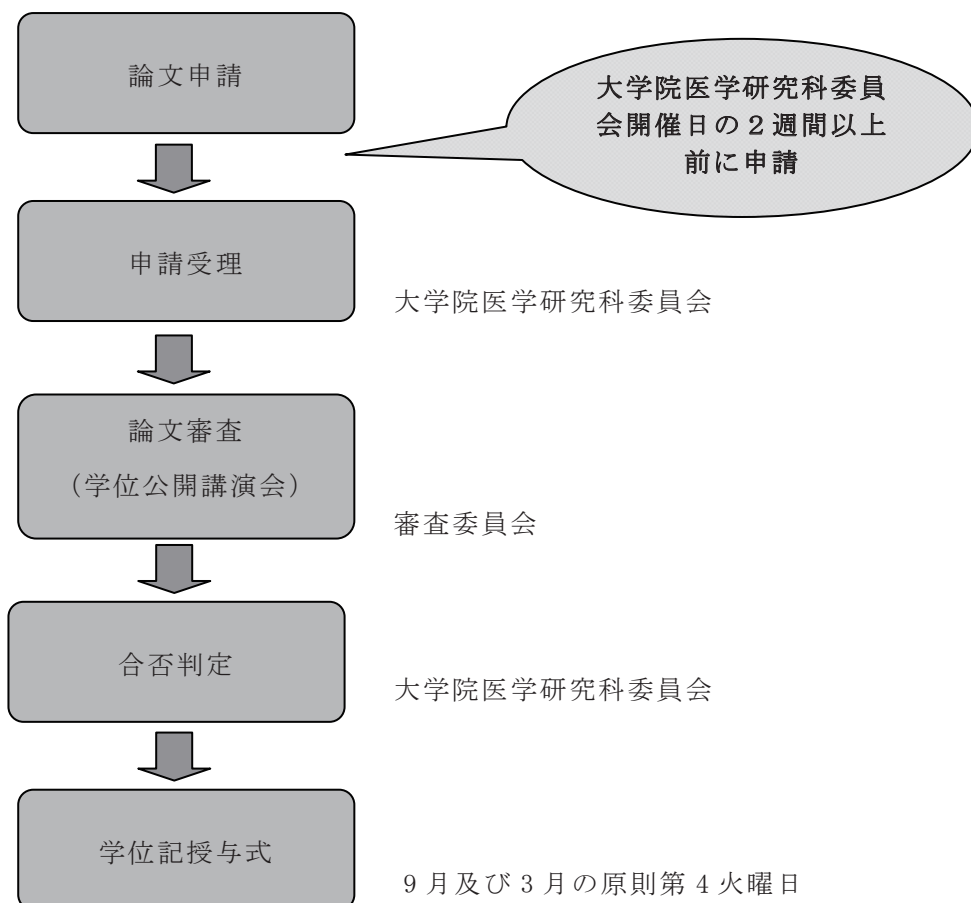
1. 課程博士（甲）

本学の大学院に4年以上在学し、別に定める所定の単位を修得した者。ただし、在学年限は優れた研究業績をあげた者については、3年以上とすることができる。

2. 論文博士（乙）

別に定める研究歴の要件を満たし、本学大学院が課す外国語試験に合格した者。

II. 学位授与までの過程



Ⅲ. 学位申請の手続き

1) 「課程博士（甲）」の提出書類

学位申請書（所定用紙）	1 部
戸籍抄本	1 部
履歴書・論文目録・論文要旨（所定用紙）	6 部
上記（履歴書・論文目録・論文要旨）の word データ	（電子媒体で提出）
単位修得証明書（または単位修得見込証明書）	1 部
主論文	6 部
上記（主論文）最終稿の PDF データ	（電子媒体で提出）
専門学術雑誌等に掲載が認められたことが明らかな書類等	6 部
共著の場合は共著者の同意・誓約書（所定用紙）	1 部
参考論文	各 6 部
博士学位論文全文のインターネット公表確認書（所定用紙）	1 部
誓約書（所定用紙）	1 部
論文審査手数料	20,000 円

2) 「論文博士（乙）」の提出書類

学位申請書（所定用紙）	1 部
戸籍抄本	1 部
履歴書・論文目録・論文要旨（所定用紙）	6 部
上記（履歴書・論文目録・論文要旨）の word データ	（電子媒体で提出）
卒業証明書*1*2	1 部
論文博士語学試験合格通知書*2	1 部
主論文	6 部
上記（主論文）の最終稿の PDF データ	（電子媒体で提出）
専門学術雑誌等に掲載が認められたことが明らかな書類等	6 部
共著の場合は共著者の同意・誓約書（所定用紙）	1 部
参考論文	各 6 部
博士学位論文全文のインターネット公表確認書（所定用紙）	1 部
誓約書（所定用紙）	1 部
論文審査料、審査手数料、予備調査料	50,000～220,000 円 ※研究歴により異なる

*1 本学卒業者は不要

*2 大学院入学後 8 年を経過したために論文博士（乙）で申請する者は不要

(学位申請時の注意事項)

申請時の提出書類およびその様式について

学位規程の論文提出方法等(規程第4条)に記載している書類は、漏れなく記入及び提出すること。

また、主論文が共著論文の場合は、規程第4条に定められた書類に加え、共著者の同意・誓約書を提出すること。その他本提出に必要な書類は申請時に指示する。

なお、不備のあるものについては受理しない場合があるので注意すること。

[特記事項]

- 1) 学位申請書は、紹介者(研究科主科目担当教授・指導教授または紹介教授)の認印を受けたうえで提出すること。
- 2) 履歴書一式の提出にあたっては、別紙記入要領を参照のうえ、所定の箇所に朱肉で押捺し、写真を貼付したものを6部作成すること。
- 3) 写真は4cm平方、できるだけ正装で、無帽、上半身、背景無地で、最近6か月以内に撮影したものであること。(写真の裏面に氏名を記入。)
- 4) 履歴書の学歴は高等学校卒業から記入し、職歴及び研究歴は、遺漏のないように注意すること。
- 5) 主論文の題目が英文等の場合は、邦文でも記入すること。

主論文の提出様式について

学位申請に用いる主論文は、別紙の「学位論文の公表に係る申し合わせ」を精読のうえ、インターネットの利用により全文公表が可能となる、もしくはその可能性のより高い版を提出すること。

なお、専門学術雑誌等に掲載が認められていることが前提となるため、論文の掲載が認められたことが明らかな書類等を、6部添付すること。

また、著作権等の関係で、版組みされた出版社版が全文公表できないために主論文に用いることができない場合であっても、出版社版が提出可能であれば、参考で6部添えること。

更に、学位申請時に出版社版が提出できなかった者については、提出可能となった時点で、6部提出すること。

課程博士の特記事項

課程博士は、大学院入学から8年間に学位授与を完了しなければならない。但し、休学期間は、この8年に算入しないものとする。

また、学位論文は、8年目の1月末までに申請しなければならない。

論文博士の特記事項

論文博士の申請の際は、論文博士語学試験合格通知書を添付すること。

その他

疑義等があれば、教務課に尋ねること。

〈 学位申請ができる主論文の基準 〉

1. 新しい学術的知見を公表した論文でなければならない。
2. 査読制度のある学術雑誌に受理された英文原著論文（症例報告を除く）とする。この学術雑誌は、「Current Contents」、「Index Medicus」、「Science Citation Index」及び「PubMed」のいずれかに掲載されている国際欧文雑誌とする。
3. 前項の学術雑誌への掲載が認められたことが明らかな書類等を添付すれば、公表前の論文をもって申請することができる。
4. 学位申請のため提出される論文が、以下の条件を備えているときは、共著論文をもって学位を申請することができる。

(1) 申請者が共同研究において主な役割をつとめ、その論文を主となって作成したこと。

(2) 原則として共著論文の筆頭著者であること。

（※ equally contributed authors の場合においても原則として筆頭の著者とする。但し、一本の論文で学位を取得できるのは1人とする。）

(3) 共著者全員が所定の同意・誓約書を提出すること。

[平成 28 年 5 月 10 日：大学院医学研究科委員会承認]

〈 学位申請における参考論文の基準 〉

1. 原著、症例報告、総説等、学術論文に相当するものを記載する。報告書、データベース、特許等は、「その他」の項目を別に設けて記載する。学会発表の抄録は記載できない。
2. 和文、英文以外の参考論文は、English Abstract があるものに限定する。

[平成 18 年 11 月 30 日：大学院医学研究科委員会承認]

〈 学位論文の公表に係る申し合わせ 〉

本学学位規程第 14 条における学位論文の公表について、医学研究科における取扱いを次のとおり定める。

1. インターネットの利用により全文公表することは学術雑誌出版元の著作権に抵触するおそれがある。よって、申請者は学位申請前に予め出版社の著作権等に関するポリシーを確認すること。
(確認書の提出要)
2. 申請者は、2つの版(「出版社版」および「著者最終版」)について前項に示す出版社のポリシーを確認し、学位授与から1年以内に公表可能な版を学位申請に用いること。ただし、「出版社版」「著者最終版」のいずれもが学位授与から1年以内に全文公表不可の場合は、最終的に全文公表が可能となる版を学位申請に用いること。また、期限を定めず「出版社版」「著者最終版」のいずれもが全文公表不可の場合は、原則、「出版社版」を学位申請に用いること。
3. 研究科委員会は、学位申請の論文が1年以内に全文公表不可である場合は、当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表すること。ただし、やむを得ない事由が解消された際は申請者の届出に基づき、当該学位論文の全文をインターネットの利用により公表すること。
4. 本学学位規程第 15 条第 2 項に定める「要約」は、学位申請の論文内容の要旨をもって代えることができる。

附 則

この申し合わせは、平成 26 年 9 月 10 日から施行し、平成 25 年度学位授与者から適用する。